

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 2026年1月29日  
【会社名】 イメージ情報開発株式会社  
【英訳名】 Image Information Inc.  
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 半田 基実  
【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田猿楽町2-4-11  
【電話番号】 (03)5217-7811  
【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 辻 隆章  
【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田猿楽町2-4-11  
【電話番号】 (03)5217 - 7811  
【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 辻 隆章  
【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式  
【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当  
（株式） 599,991,500円  
【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。  
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,301,500株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1. 上記普通株式（以下、「本新株式」といいます。）の発行（以下、「本第三者割当増資」といいます。）は、2026年1月29日付の取締役会（以下、「本取締役会」といいます。）にて発行を決議しております。
2. 当社と割当予定先のサイブリッジ合同会社は、2026年1月29日付で資本業務提携契約（以下、「本資本業務提携契約」といいます。）を締結しております。
3. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋兜町7番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	1,301,500株	599,991,500	299,995,750
一般募集			
計（総発行株式）	1,301,500株	599,991,500	299,995,750

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額です。また、増加する資本準備金の総額は299,995,750円です。

##### (2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
461	230.5	100株	2026年2月16日（月）		2026年2月16日（月）

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 本有価証券届出書の効力発生後、割当予定先から申込みがない場合は、募集株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。
3. 申込み及び払込みの方法は、払込期日の最終日までに募集株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日の最終日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
4. 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに割当予定先との間で本総数引受契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による新株発行は行われないこととなります。

##### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
イメージ情報開発株式会社 経営管理部	東京都千代田区神田猿楽町2-4-11

##### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行丸の内中央支店	東京都千代田区大手町1丁目5-5

### 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4 【新規発行による手取金の使途】

#### ( 1 ) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
599,991,500	5,950,000	594,041,500

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、特別委員会設置費用(2,420,000円)、法律意見書取得費用(1,100,000円)、トクチヨー株式会社へのコンプライアンスチェック調査費用(330,000円)、登録免許税等(2,100,000円)です。

#### ( 2 ) 【手取金の使途】

具体的な使途及び支出予定期間につきましては、以下のとおりです。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定期間
M&Aによる事業構造改革費用	479	2026年4月～2027年3月
運転資金	115	2026年4月～2027年3月
合計	594	

(注) 1. 上記具体的な使途につき、優先順位はございません。支出時期の早いものより充当する予定であります。

2. 当社は本新株式払込みにより調達した資金を上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。
3. 毎期の予算作成時に必要金額を予算組みし、資金使途金額の使用状況を四半期ごとに把握します。
4. 資金の使途又は金額につきましては、環境変化等により変更する可能性がございます。資金の使途又は金額に変更が生じた場合、速やかに開示を行う予定です。

後記「第3 第三者割当の場合の特記事項」「1 割当予定先の状況」「(3) 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社は、当社及びサイブリッジ合同会社（以下、「割当予定先」といいます。また、サイブリッジ合同会社、その子会社である東京証券取引所スタンダード上場企業の株式会社fonfun（代表者：水口翼、本店所在地：東京都渋谷区、以下、「fonfun社」といいます。）及びこれらの会社の親会社・兄弟会社・子会社・持分法適用関連会社など関連会社を含めて「サイブリッジグループ」と総称します。）が有する経営資源、経営ノウハウの有効活用、事業効率の向上等を図り、両社の利益拡大をもたらすこと、また、当社の企業価値向上の実現による株式上場維持を目的として、本資本業務提携契約を締結することいたしました。本第三者割当増資による調達資手取金594百万円を、上記資金として充当していく予定です。

各資金用途の詳細につきましては、下記のとおりです。

#### M&Aを含む事業構造改革費用

本資金の一部は、中期経営計画で最重要戦略と位置づけているM&A戦略の実行に充当いたします。当社グループは、既存事業の強化・補完、及び将来的な収益の柱を確立するため、ITソリューション事業やBPO・サービス事業など広くIT・ソフトウェア業界の事業または会社を対象として、以下の2件のM&Aを計画しています。

1つ目のM&A案件は、サイブリッジグループが保有するソーシャルメディアマーケティング事業の事業譲受を検討しております。サイブリッジグループの提出資料によれば、同事業は、直前事業年度において、売上高200百万円、営業利益56百万円、EBITDA74百万円の経営成績、また、2025年11月末時点において、総資産27百万円、純資産20百万円の財務状況となっており、当社のITソリューション事業との事業シナジーを見込んでいます。2025年10月31日時点でサイブリッジグループからは同事業に関する資料パッケージを受領しており、既に3回の打ち合わせを実施するなど詳細検討を行っています。現時点において、当該M&A案件に2.75億円の支出を予定しております。

なお、現時点においては当該M&A案件は有力候補であるものの、サイブリッジグループからの事業譲渡ということもあります（不適当合併等（上場会社が実質的存続性を喪失する合併等）に定める実質的存続性審査に係る詳細審査に該当する可能性があります）。この点について検討の過程において既に弁護士に意見聴取を行っておりますが、本第三者割当増資後に、改めて本格的に弁護士と東京証券取引所と協議を行い、買収検討を進めてまいります。

また、今後、当該M&A案件の事業譲受を進めていく際に、譲受価額については、サイブリッジグループが当社の大株主になることから当社及びサイブリッジグループと利害関係のない第三者算定機関による譲受価額の算定を実施した上で、利益相反性のないように留意しながら価格決定を行ってまいります。

2つ目のM&A案件は、現時点において具体的なM&A案件があるわけではなく、当社は、サイブリッジグループのM&A仲介

事業を営む株式会社M&A DX（代表者：水口翼、牧田彰俊、本店所在地：東京都港区、以下、「M&A DX社」といいます。）にアドバイザリーを依頼して、案件ソーシングを実施しM&Aを実現いたします。従来から当社ではM&A方針を掲げて案件ソーシングをしておりましたが、本資本業務提携契約を機にM&Aを確実に実現できる体制を構築します。M&A DX社からは2025年12月26日付ロングリストや2025年12月26日に買収候補となる対象企業の資料パッケージを受領しており、既に3回の打ち合わせを実施するなど詳細検討を行っています。本第三者割当増資後、速やかに、同社とアドバイザリー契約を締結し、M&Aの実現を進めてまいります。M&A DX社へのアドバイザリー費用は期間内で12百万円、また、同社が案件ソーシングするM&A案件に1.92億円の支出を予定しております。

これら2件のM&Aを実現することにより、既存事業の限界を超えた飛躍的な成長を実現し、買収後の早期シナジー創出を通じて、グループ全体の企業価値の最大化を図ります。

#### 運転資金

当社グループは、当社が掲げる中期経営計画(2024年4月期～2027年3月期)の達成に向け事業再構築中ですが、2025年6月25日付有価証券報告書に記載のとおり、連結損益において3期連続の経常赤字を計上しています。また、2025年11月13日付半期報告書に記載のとおり、2026年3月期中間期も営業損失88百万円、経常損失86百万円、親会社株主に帰属する中間純損失145百万円となっており、「事業等のリスク」の「継続企業の前提に関する重要事象等」の開示においても「当社グループは当中間連結会計期間において継続して営業損失を計上いたしました。このため、現時点では継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。」と記載せざるを得ない経営成績が続いている。

また、2025年11月13日付半期報告書に記載のとおり、2025年9月30日現在、当社連結の現金及び預金は319百万円となっており、3期連続の赤字状況に鑑みると、手元資金が潤沢とは言えない状況です。

そのため、本資金の一部は、運転資金のうち主に人件費、上場維持に係る費用、家賃と当社グループを運営する上で不可欠な支出に対して費消いたします。そのうち支出予定期間である2026年4月から2027年3月までに、人件費として75百万円の支出を予定しています。また、上場維持に係る費用は、株式上場を維持する上で必要不可欠な費用であり、期間内で監査法人費用15百万円、印刷会社への費用3百万円、東京証券取引所への費用1百万円及び証券代行費用2百万円で合計22百万円の支出を予定しています。家賃についても、ITソリューション事業においてセキュリティの確保は業務上必要であるため、期間内で18百万円の支出を予定しています。これらの費用は、当社の企業価値並びに株主価値を維持・向上させるために不可欠な運転資金の中でも、特に必要性の高い資金だと考えています。

以上のように本資金は、単なる既存事業の延命ではなく、将来の収益基盤を確立するための「攻めの投資」であり、当社の成長を加速させるための不可欠な要素です。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

##### (1) 割当予定先

サイブリッジ合同会社

##### a. 割当予定先の概要

名称	サイブリッジ合同会社
本店の所在地	東京都品川区南品川4-4-17品川サウスタワー
代表者の役職及び氏名	代表社員 東京都品川区南品川四丁目4番17号品川サウスタワー サイブリッジホールディングス株式会社 職務執行者 東京都渋谷区 水口 翼
資本金	1,000万円
事業の内容	投資事業、経営コンサルティング事業
出資者及び出資比率	サイブリッジホールディングス株式会社 100%

##### b. 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

## （2）割当予定先の選定理由

前述のとおり、当社グループは、連結損益において3期連続の経常赤字を計上しています。また、2025年11月13日付半期報告書に記載のとおり、2026年3月期中間期も営業損失88百万円、経常損失86百万円、親会社株主に帰属する中間純損失145百万円となっています。

このように当社グループは、継続的な売上高の伸び悩みに加え、連続して赤字を計上するなど、本業業績が低迷する状況が続いており、事業構造の抜本的な改革と収益力の回復が急務であり、そのための運転資金と先行投資資金の確保が喫緊の課題となっています。

このような状況にあることから、当社は東京証券取引所が定める上場維持基準にも適合できず、直ちに資金調達を実施して、速やかに企業価値向上並びに株主価値向上を実現して上場維持基準を満たす必要があります。

すなわち、この上場維持基準については、当社は、現時点において、2025年11月13日付適時開示「上場維持基準の適合（流通株式時価総額）に関するお知らせ」に記載のとおり、上場維持基準のうち流通株式時価総額基準には適合したものとの、時価総額基準に対して適合しておらず、改善期間末である2026年3月31日までに適合する必要があります。仮に現在不適合となっている時価総額が2026年3月31日時点で上場維持基準に適合しない場合には、東京証券取引所より監理銘柄（確認中）に指定され、さらに当初より当社にて適合するまでの計画期間末と定めた2027年3月31日時点においても時価総額が上場維持基準に適合しない場合には、整理銘柄に指定され、当社株式は2027年10月1日に上場廃止となります。

以上のような状況に鑑み、当社では、慢性的な経営赤字による安定的な資金繰りの確保の観点のみならず、このままの状況では2026年3月31日に上場維持基準に適合しない場合には監理銘柄（確認中）、また、2027年3月31日に上場維持基準に適合しない場合には整理銘柄となりかねないことから、直ちに資金調達を行い、速やかに既存事業の再構築及びM&Aの実施をし、企業価値向上並びに株主価値向上を実現、ひいては株価の向上による上場維持基準の適合を図る必要があります。

2025年12月30日の当社の時価総額は約11億円です。上場維持基準に適合するための時価総額は40億円以上であり、現在の状況では29億円の乖離があり、基準適合が困難な状況にあります。

2025年12月30日の当社の株価の終値は522円であり、当社の発行済株式総数が2,080,000株であることから、上場維持のためには、今後、株価を1,924円以上にして時価総額を40億円以上にする必要があります。スタンダード市場への区分変更を検討する場合、当社の2025年9月30日時点での流通株式比率が46.1%であることから、スタンダード市場の上場維持基準の一つである流通株式時価総額を10億円以上にするためには、株価を1,043円以上にする必要があります。

本第三者割当増資後においては、時価総額を40億円以上にするには、今後株価を1,182円以上にする必要があります。スタンダード市場への区分変更を検討する場合、本第三者割当増資後も流通株数は変動しないことから、上場維持基準の一つである流通株式時価総額を10億円以上にするためには、株価を1,043円以上にする必要があります。

また、2025年11月13日付半期報告書に記載のとおり、2025年9月30日現在、当社連結の現金及び預金は319百万円となっており、3期連続の赤字状況に鑑みると、早期に事業再構築のための事業投資を行いM&Aを実施するには手元資金が不足しています。

当社は、2021年12月24日付適時開示「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」とおり、上記のような上場維持基準の不適合状況とそれを改善し適合させるための企業価値並びに株主価値向上の必要性、すなわちそのために新たに投資資金を確保し直ちに事業投資やM&Aを行う必要性を認識し、4年1ヶ月以上にわたり、様々なファイナンス手法の検討を行ってきました。

そのような中、当社は、確実な資金調達の実現に向けて、4件の財務アドバイザー（FA）を起用し、22件の投資家と接触し、当社の状況、必要資金、及び割当先候補についてそれぞれ合計119回の打ち合わせを重ねてまいりました。

### （サイブリッジグループとの検討開始について）

サイブリッジグループは、IT・Webサービスの企画・開発・運営を主軸とし、特にSES（システムエンジニアリングサービス）、オフショア開発、及びBPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）の分野において豊富な実績と強固な顧客基盤を持つ企業グループです。

同グループの中核会社である東京証券取引所スタンダード市場へ上場するfonfun社は、割当予定先であるサイブリッジ合同会社が2023年5月15日に株式公開買付を実施しグループ化し、その後、企業再生を通じて、同社の時価総額は、2023年5月15日に12.3億円だったものが2025年12月30日時点では73.1億円と5.9倍に時価総額を拡大しています。特にfonfun社は、2023年3月期決算では売上高638百万円、経常利益42百万円、1株当たり純資産額88.92円、1株当たり当期純利益6円だったものが、2025年3月期決算では売上高1,268百万円、経常利益163百万円、1株当たり純資産額133.62円、1株当たり当期純利益24.63円となるなどM&Aによって企業価値並びに株主価値向上を実現してきており、割当予定先の職務執行者である水口翼氏が、2023年6月の定時株主総会でfonfun社の代表取締役に就任して以降、2025年12月31日までに9件のM&Aを実現してきています。

当社としては、サイブリッジグループの持つIT関連の経営リソースとの親和性、そして、サイブリッジグループの持つ経営再建、また、M&Aによる企業価値並びに株主価値向上の実績から、当社の企業再生及び再成長における最適なパートナーであると判断いたしました。

サイブリッジグループの水口氏と当社の取締役経営管理部長の辻氏とは2021年から面識があり、以前より継続して相互のビジネスについて意見交換していました。本第三者割当増資に関する検討は、当社の事業及び財務状況の情報

共有、サイブリッジグループの持つ事業ノウハウの活用可能性、そして、資本業務提携の可能性について、2024年11月より継続的に議論をしてまいりました。その過程において、当社からは常勤取締役である半田氏及び辻氏が議論に参加し、2024年11月から2025年9月まで打ち合わせを10回実施いたしました。その後、資金調達の確実な実現と、単なる資金支援に留まらない事業面でのシナジー効果を追求するため、本格的に資本業務提携の実現のために、2025年10月からは会議参加者を実務責任者に拡大して議論をいたしました。当社からは常勤取締役である半田氏及び辻氏が主に議論を主導し、当該会議体では、オンラインまたはオフラインで相互に集まり、全体定例会を6回（2026年1月24日の取締役全員と水口氏との面談実施を含む。）、分科会として資本提携に関する打合せを4回、SESに関する業務提携打合せを3回、オフショアに関する業務提携を2回、BPO及びプロダクトに関する打合せを3回の合計18回を実施しました。

#### （資本業務提携の検討内容）

前述のとおり、当社は事業構造改革と収益力向上に直結する資本業務提携案か否かを念頭に、以下の具体的な業務提携案について、サイブリッジグループと詳細について検討いたしました。

**業務提携（SES）：**サイブリッジグループの持つ優良な顧客ネットワークと、当社のエンジニアリソースを相互活用

し、SES事業の稼働率及び単価の向上を図ります。

- ・外部ビジネスパートナー利用をしていたエンジニアリソースをグループ内部に振り分けることによる資金の外部流出抑制及び原価低減に伴う利益額向上を図ります。
- ・見込み顧客情報の共有化及び営業協力によるアプローチ顧客の拡大及び売上見込みの増大を図ります。
- ・増資による企業与信の正常化とそれに伴う大手ベンダーとの直接取引案件を受注します。
- ・AI領域を含むコンサルティング・アドバイザー・CIO支援・プロジェクトマネジメント得意とするバニヤンズ社のアプローチをサイブリッジグループに拡げることに伴う営業提案領域の拡大及び売上見込みの増大を図ります。
- ・エンジニアを中心とした各種人材の採用・育成/リスクリング・確保といった課題に対し、グループ全体として規模感のある取組みを行うことによる効率化及び確実性の向上を図ります。

**業務提携（オフショア）：**サイブリッジグループはベトナム法人を持つなど経験豊富なオフショア開発のノウハウを有しております。当社も同社グループのオフショア開発のノウハウを導入し、当社の開発コストの最適化及び利益率の改善を目指します。

**業務提携（BPO・プロダクト）：**サイブリッジグループが強みを持つBPO分野やWebプロダクト開発における協業を通して

じて、当社の新規収益源の創出を追求いたします。

- ・外部ビジネスパートナー利用をしていたBPOソースをグループ内部に振り分ける事による資金の外部流出抑制及び原価低減に伴う利益額向上を図ります。
- ・自社汎用製品の顧客毎最適化と同施策に伴う売り上げ拡大を図ります。

**業務提携（M&A）：**サイブリッジグループとの提携により、前記「5（2） M&Aを含む事業構造改革費用」に記載

のM&Aを推進していきます。

#### （資本提携の具体的検討項目）

業務提携の実効性を高め、強固なパートナーシップを構築するため、以下の資本提携条件で合意に至りました。

今回の増資は、既存株主様への希薄化を最小限に留めるため、原則として市場株価を基準とした時価発行といたします。また、議決権のある普通株とすることで、サイブリッジグループによる投資実行を確実なものとし、業務提携の推進力といたします。

本資本提携の概要は、前述の「第一部 証券情報」をご参照ください。

#### （選定理由に関するまとめ）

**ファイナンスの必要性（上場維持、企業価値向上の必要性、タイミング）**

当社は、業績の低迷、事業構造改革を行うための手元資金の枯渇、及び上場維持基準への不適合リスクという三重苦に直面しており、企業価値並びに株主価値向上の実現による上場維持基準の適合のために、今すぐに確実な資金調達が絶対的に必要でした。第三者割当増資は、間接金融や他のエクイティ・ファイナンスと比較して、この喫緊の課題を解決する最も迅速かつ確実な手段であります。

資本面かつ業務面で企業価値向上が見込めること

今回の第三者割当増資は、単なる資金調達に留まりません。サイブリッジグループからの確実な資金提供による財務基盤の抜本的強化（資本面）と、上記4で示した具体的な業務提携による、収益力及び事業規模の向上（業務面）を同時に実現するものであり、当社の企業価値を飛躍的に向上させる合理的な施策であると判断いたします。

当社は、2021年12月から様々なファイナンスを検討し、間接金融の不調、公募・株主割当の不確実性、及び他の第三者割当増資案を慎重に審議し否決するなど様々な第三者割当増資案を検討してきた経過を経て、当社の企業理念と株主共同の利益に合致するパートナーとして、サイブリッジグループを選定いたしました。なお、2026年1月22日付取締役会において、本第三者割当増資とは異なる別の割当予定先とする第三者割当増資案の検討を進めること及びその案に関連する独占交渉権に関する合意書の締結についての議案を否決して、サイブリッジグループとの本第三者割当増資を進める旨の議案を承認可決しています。

サイブリッジグループとの資本業務提携は、確実な資金調達とシナジー効果を同時に実現するものであり、当社の存続と成長にとって、他のどの案と比較しても最も優れており、最善の選択肢であると結論づけました。

#### （3）割り当てようとする株式の数

本株式の総数は、1,301,500株です。

#### （4）株券等の保有方針

当社は、本第三者割当増資が資本業務提携の一環であり、割当予定先が当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得することを目的としているため、本新株式を割当後短期的な期間内に第三者に譲渡することはない旨の説明を割当予定先から口頭にて受けております。

なお、当社は、割当予定先から、払込期日から2年以内に第三者割当により取得する本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を書面にて当社に報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

#### （5）払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先より、本新株式の払込みに要する資金につきましては、割当予定先の親会社であるサイブリッジホールディングス株式会社から融資を受けて対応する旨（融資額6億円、弁済期日2029年3月31日、金利条件1.5%）の説明を受けており、割当予定先の2025年2月期の決算報告書、及び割当予定先名義の2026年1月27日現在の預金口座の通帳の写しを入手し、預金残高が本新株式の払込金額を上回っていることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認しております。

#### （6）割当予定先の実態

割当予定先のサイブリッジ合同会社につきましては、同社の職務執行者であり、割当予定先の株券等について、株主として権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に水口翼氏が保有しています。また、同社の代表社員であり親会社でもあるサイブリッジホールディングス株式会社について、反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて確認するため、割当予定先及びサイブリッジホールディングス株式会社の謄本、与信調査を取得し、水口氏へのヒアリングを実施しています。

さらに、割当予定先、水口氏及びサイブリッジホールディングス株式会社が暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関であるトクチヨー株式会社に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会的勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。

上記とおり、当社は、割当予定先とその関係者については、反社会的勢力との関係がないものと判断しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本株式に関する譲渡制限はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

### （1）払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

当社は、本新株式の割当予定先との間で、本第三者割当増資により発行する本新株式の払込金額について協議を重ねた結果、本新株式の発行価額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議の前取引日(2026年1月28日)の東京証券取引所における当社普通株式の取締役会決議日前日終値から9.78%のディスカウントに相当する金額である461円といたしました。

本新株式の発行価額は、当該前取引日の前月1か月間の当社普通株式の終値単純平均値である527円（小数第1位四捨五入。以下、終値単純平均値について同様に計算しております。）に対して12.52%（小数第3位四捨五入。以下、ディスカウント率について同様に計算しております。）のディスカウント、同直前3か月間の終値単純平均値である582円に対して20.79%のディスカウント、同直前6か月間の終値単純平均値である852円に対して45.89%のディスカウントとなっております。

取締役会決議日前日終値から9.78%のディスカウントをする理由は、投資家の参加を促進し、資金調達の確実性を高めるとともに、現下の市場環境を考慮したためです。

本新株式の発行価額は、日本証券業協会が定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を考慮しつつ、有利発行に該当しない範囲で発行することが合理的であると考え、総合的な判断から割当予定先と協議のうえ決定しています。

なお、後記「(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」においても述べておりますとおり、当社では、慢性的な経営赤字による安定的な資金繰りの確保の観点のみならず、このままの状況では2026年3月31日に上場維持基準に適合しない場合には監理銘柄（確認中）、また、2027年3月31日に上場維持基準に適合しない場合には整理銘柄となり上場廃止となりかねないことから、直ちに資本性の資金調達を行い、速やかに既存事業の再構築及びM&Aの実施をし、企業価値向上並びに株主価値向上を実現、ひいては株価の向上による上場維持基準の適合を図る必要があります。そのため、当社の上場維持に向けて、事業構造改革と収益力向上を実現するに足る一定規模の資金を確保しておく必要があること等から、当社といたしましては本件規模の第三者割当を実施することが必要かつ適切であると判断し、この点につき割当予定先も同じ見解であったことから、本第三者割当増資を行うことを決定いたしました。また、当社は、資金調達方法を模索する中で、他の引受候補先からの提案についても検討いたしましたが、本第三者割当増資と同等の規模・金額を戦略的投資として引き受けける旨の提案は本第三者割当増資以外ではなく、本第三者割当増資の割当予定先からは、基本的には資本業務提携であり当社グループを中長期的及び戦略的に支援することを目的とした戦略的投資として本新株式を保有する方針であることが確認されたことから、当社の現状の財務状況及び事業環境等を考慮すると、本第三者割当増資が現時点において最も適切であると判断いたしました。

本新株式の払込金額は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社は、割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、取締役賛成多数（4名中3名の賛成。1名の反対取締役は自身が取締役会に検討を進めることを求めた別の第三者割当増資案に賛成のため、本第三者割当増資案には反対の意思を表明）により本新株式の発行につき決議いたしました。

当社は、当社及びサイブリッジグループから独立した桜こみち総合法律事務所の鈴木秀昌弁護士から、本第三者割当増資に関する適法性について、法的意見書を入手しております。

法律意見書には「本件新株発行には必要性及び相当性がいずれも認められるものと考える。」と記載があります。

なお、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員から、本新株式の払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、割当予定先に特に有利な金額には該当せず、適法である旨の監査役意見書を得ております。

監査役意見書には「当監査役会は、本第三者割当増資が会社法その他の法令に違反する点はなく適法であると認める。また、当社の財務状況および事業計画に照らして資金調達の必要性が認められ、他の資金調達手段との比較、割当予定先の選定理由、発行条件および既存株主に与える影響等を総合的に勘案した結果、合理性および相当性を有するものと判断する。」と記載があります。

## （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資で発行される株式の数は1,301,500株（当該株式に係る議決権は13,015個）であり、2025年9月30日現在における当社の発行済株式総数2,080,000株（議決権総数20,800個）に対する希薄化は62.57%（議決権数に係る希薄化率は64.58%）となるため、既存株式に対して大幅な希薄化が生じます。

しかしながら、本第三者割当増資は、「6 大規模な第三者割当増資の必要性」「(1)大規模な第三者割当を行うこととした理由」に記載のとおり、当社及びサイブリッジグループが有する経営資源、経営ノウハウの有効活用、事業効率の向上等を図り、両社の利益拡大をもたらすこと、また、当社の企業価値向上の実現による株式上場維持を目的として行うものであり、当社の中長期的な企業価値の向上及び既存株主の皆様の利益の向上が図られると考えており、本第三者割当増資の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、本新株式の発行は発行済株式総数に対し25%以上の大規模な希薄化を生じさせるものであるため、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに従い、経営者から一定程度独立した者による本第三者割当増資の必要性及び相当性に関する意見の入手を行うため、後述のとおり、当社の独立社外役員である取締役1名（小山脩氏）を含む特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）に対して、その必要性及び相当性について意見を求めております。

本特別委員会は、準備会として2026年1月17日に開催され、2026年1月22日付取締役会決議をもって正式に組織され2026年1月22日、26日及び28日に開催されました。本特別委員会からの意見は、後記「6 大規模な第三者割当の必要性」「(3)大規模な第三者割増資を行うことについての判断の過程」に記載のとおり、本新株式の発行につき、必要性及び相当性が認められるとの意見が示されました。

したがって、本新株式による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

したがいまして、本第三者割当増資の必要性と市場への影響を総合的に考慮した結果、本第三者割当増資による本新株式の募集は、当社の中長期的成長及び企業価値の向上を図るために必要不可欠な規模及び数量であり、中長期的な株式価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

#### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資により、サイブリッジ合同会社に割り当てる当社普通株式の数量1,301,500株は、2026年1月29日現在の当社普通株式の発行株式総数2,080,000株に対して62.57%に相当し、割当議決権数が株主の議決権数の25%以上となることから、本第三者割当増資は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式記載上の注意(23 - 6 )」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	本株式発行後の所有株式数(株)	本株式の発行後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
サイブリッジ合同会社	東京都品川区南品川4丁目4番17号品川サウスタワー			1,301,500	39.23
株式会社イメージ企画	東京都三鷹市1丁目13番10号	612,000	30.35	612,000	18.45
株式会社NBI	東京都三鷹市1丁目13番10号	200,000	9.92	200,000	6.03
代永 衛	東京都三鷹市	121,900	6.05	121,900	3.67
楽天証券株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目3番1号	70,500	3.50	70,500	2.12
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目3番1号	67,100	3.33	67,100	2.02
代永 英子	東京都三鷹市	60,900	3.02	60,900	1.84
代永 拓史	東京都三鷹市	53,200	2.64	53,200	1.60
坂庭 亮一	群馬県高崎市	32,400	1.61	32,400	0.98
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	31,339	1.56	31,339	0.95
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD (常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	ONE CHURCHILL PLACE, LONDON, E14 5HP UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 決済事業部)	22,361	1.11	22,361	0.67
計		1,271,760	63.08	2,573,200	77.56

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、「割当後の所有株式数」に係る議決権数の数を、2025年9月30日現在の総議決権数(20,152個)に本第三者割当増資により増加する議決権数(13,015個)を加算した数(32,167個)で除して算出しております。
3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

### (1) 大規模な第三者割当増資を行うこととした理由

上記「第3 第三者割当の場合の特記事項」「1 割当予定先の状況」「(3)割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社グループは、継続的な売上高の伸び悩みに加え、連続して赤字を計上するなど、本業業績が低迷する状況が続いていること、事業構造の抜本的な改革と収益力の回復が急務であり、そのための運転資金と先行投資資金の確保が喫緊の課題となっています。

また、当社は東京証券取引所が定める上場維持基準にも適合できておらず、直ちに資金調達を実施して、速やかに企業価値向上並びに株主価値向上を実現して上場維持基準を満たす必要があります。

当社は、2021年12月24日付適時開示「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」のとおり、上記のような上場維持基準の不適合状況を認識し、上場維持及び事業継続のためにはオーガニックな成長には相当な時間を要するため、他の企業を買収することにより当社の事業規模を拡大することを当社の戦略として検討してまいりました。

そのためには、相当規模の資金が必要であり、その資金を調達するに当たり各種資金調達の方法について検討を重ねてまいりました。資金調達の方法といしましては、金融機関からの借入、公募増資、株主割当、第三者割当増資等が考えられますが、下記の理由により第三者割当増資以外は資金調達方法として合理的でないと判断いたしました。

た。それは、例え当社の財務状況から勘案すると大規模な希薄化を伴った増資であったとしても、中長期な観点では当社の企業価値向上ひいては既存株主に対する株主価値向上につながると判断いたしました。

#### 金融機関からの借入

当初、当社はメインバンク等への間接金融（融資）による資金調達を模索しました。その結果、子会社のイメージ情報システム社では、債務超過に近い状況であったにもかかわらず、2025年6月にりそな銀行より50百万円の借入を行うことができました。その後も、当社グループでは継続して間接金融（融資）による資金調達を模索してまいりましたが、2025年12月1日には、当社グループの継続的な営業赤字及びキャッシュ・フローの不安定性を理由に、金融機関からは融資を実行することが困難であるとの回答を得ました。この結果、直近における間接金融による資金調達は不可能と判断せざるを得ませんでした。

特に上場維持に向けた当社の主たる資金需要は、M&A資金であり、回収に一定の時間を要します。間接金融による資金調達を検討したものの、借入は負債計上となるため、有利子負債の増加や自己資本比率の低下を通じて財務柔軟性及び与信余力を損なうおそれがあります。成長局面で運転資金の変動にも備える必要があることから、資本性の高い資金でリスクに耐える方が合理的と判断しました。

#### 公募増資

公募増資は幅広い投資家からの資金調達が可能な一方、当社規模・流動性（市場環境）を踏まえると、必要額の確定性と実施までのリードタイムの観点で相対的に劣後します。加えて、引受手数料・広範なドキュメンテーション・IR負荷等によりコスト高となりやすく、タイムリーな人材採用・案件獲得スケジュールに合わせた機動性確保が難しいため、今回の手段としては合理的でないと判断しました。

#### 私募社債

私募社債は発行手続が比較的簡便であるものの、全額が負債となり金利負担が発生します。更に当社の投資計画は、案件創出状況に応じた弾力的な資金配分を要する一方、社債は返済条件・財務制限条項が付されることが多く、必要な財務余力を拘束する可能性があるため、今回の目的には適合しないと判断しました。

#### 新株予約権

新株予約権は資本性の調達となり得るもの、発行時点での資金流入が限定的で、株価水準・ボラティリティにより行使の可否・時期が左右され、必要時に必要額を確保できない不確定性が残ります。運転資金やM&Aの資金の先行投入や事業投資資金には資金の即時性・確定性が重要であるため、今回の手段としては適切ではないと判断しました。

#### 転換社債型新株予約権付社債(MSCB等)

MSCBは発行時点での資金確保というメリットはあるものの、転換が進まない場合には負債が残存し、償還資金の確保が将来の資金繰りリスクとなります。また、潜在株式の規模や転換条件によっては希薄化コントロールが難しい側面があり、当社が重視する財務健全性と機動性の両立の観点から、本件の手段としては適切ではないと判断しました。

#### 新株予約権無償割当による増資(ライツ・オファリング)

コミットメント型は元引受手数料等のコスト負担が大きい一方、ノンコミットメント型は株主による権利行使に依存するため、資金調達額の不確定性が高くなります。当社の計画は運転資金やM&Aの即時拡大や事業投資資金のタイムリーな執行が前提であり、金額・時期の確定性を担保しづらいライツ・オファリングは今回の目的には適合しないと判断しました。

このような状況下において、2024年11月にサイブリッジの水口氏と資本業務提携を視野に置いた面談の機会を得て以降、提案内容に基づき、相互理解のための十分なコミュニケーション機会を重ね、具体的な提携内容及び提携効果の実効性の可能性の協議・検証を重ねて参りました。

サイブリッジグループからの確実な資金提供による財務基盤の抜本的強化（資本面）と、業務提携による収益力及び事業規模の劇的な向上（業務面）を同時に実現するものであり、当社の企業価値を飛躍的に向上させる合理的な施策であると判断いたします。

サイブリッジグループとの資本業務提携は、確実な資金調達とシナジー効果を同時に実現するものであり、当社の存続と成長にとって、他のどの案と比較しても最も優れており、最善の選択肢であると結論づけました。

#### （2）大規模な第三者割当増資による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本第三者割当増資により、割当予定先に対して割り当てる当社普通株式の数量1,301,500株は、2026年1月29日現在の当社普通株式の発行済株式総数2,080,000株に対して62.57%に相当し、当社既存株主の持株比率の希薄化が生じることとなります。

当社は、本第三者割当増資の必要性について十分に審議を重ねてまいりました。その結果、当社としては、当社及びサイブリッジグループが有する経営資源、経営ノウハウの有効活用、事業効率の向上等を図り、両社の利益拡大をもたらすこと、また、当社の企業価値向上の実現による株式上場維持を目的として、資本業務提携の実施を行います。

当社としても、ITサービスの更なる拡充・先鋭化を推進による収益力の増強、並びに、自己資本の増強・財務基盤の強化を図ることは、当社の持続的な成長を可能とする体制を構築し、中長期的な企業価値の向上を実現する観点から必要であり、また、株式の希薄化を上回る当社の企業価値向上及び株主価値の向上につながるものと考えており、既存株主の皆様への影響という観点からみて相当であると判断しております。

以上より、当社取締役会は、本第三者割当増資に係る株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、本第三者割当増資の結果、主要株主が異動する結果となります。上記のとおり、本第三者割当増資は資金需要の必要性に基づくものであって、また、本第三者割当増資を行わなければ、上場維持基準の適合性が危うくなり、株主や債権者などの利害関係者に多大な損害を与え、信頼を著しく損なうことには鑑みるならば、資金需要に必要な資金調達をする結果生じる反射的効果として主要株主である筆頭株主が異動すること自体は合理的な範囲と判断しております。

### (3) 大規模な第三者割当増資を行うことについての判断の過程

本第三者割当増資は、希薄化率が25%以上となる見込みであり、その場合、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続が必要となります。

そこで当社は、本第三者割当増資による既存株主への影響の大きさを考慮して、当社及び割当予定先との間に特段の取引関係がなく、当社の経営者を含むこれらの者から一定程度独立した者からなる特別委員会を設置いたしました。

本特別委員会のメンバーは、委員長に三谷革司氏（弁護士、スパークル法律事務所）、委員に西原隆雅氏（弁護士、アクセラレート法律事務所）、浅利卓人氏（公認会計士、浅利卓人公認会計士事務所）、並びに当社社外取締役である小山脩氏を選定し（外部有識者の3名については、弁護士又は公認会計士としての同種の案件等における豊富な実績及び知見に基づく適切な意見を得ることができると考え、それぞれ起用いたしました。）、当該4名を構成員とする本特別委員会に対し、本第三者割当増資に関して、東京証券取引所の定める有価証券上場規程432条に定める必要性及び相当性について意見を求めました。

当社としては、株主共同の利益の観点からの公正、公平な判断を可及的に担保することを目的として、本特別委員会に諮問しておりました。

当社が、本特別委員会から2026年1月29日付で入手した本第三者割当増資に関する意見の概要は、以下のとおりです。

#### 本特別委員会の意見

##### 1. 結論

本第三者割当には、必要性及び相当性が認められる。

##### 2. 資金調達の必要性について

###### (1) 資金調達の目的

当社グループは、当社が掲げる中期経営計画（2024年4月期～2027年3月期）の達成に向け事業再構築中であるが、連結損益において3期連続の経常赤字を計上している。また、2026年3月期中間期も、営業損失88百万円、経常損失86百万円、親会社株主に帰属する中間純損失145百万円となっている。当社グループは、継続的な売上高の伸び悩みに加え、連続して赤字を計上するなど、本業業績が低迷する状況が続いていることから、事業構造の抜本的な改革と収益力の回復が急務であり、そのための運転資金と先行投資資金の確保が喫緊の課題となっている。

当社は、現時点において、東京証券取引所の定める上場維持基準のうち時価総額基準に対して適合しておらず、改善期間末である2026年3月31日時点で上場維持基準に適合しない場合には、東京証券取引所より監理銘柄（確認中）に指定され、さらに当初より当社にて適合するまでの計画期間間末と定めた2027年3月31日時点においても時価総額が上場維持基準に適合しない場合には、整理銘柄に指定され、当社株式は2027年10月1日に上場廃止となる。かかる当社の現状を踏まえると、企業価値向上及び株主価値向上を実現し、上場維持基準を満たすために、早期に一定程度の資金を調達することが必要になるとの当社の判断に不合理な点は見当たらない。

###### (2) 資金使途の合理性

当社の説明によれば、本第三者割当により調達する資金の使途は、M&Aを含む事業構造改革費用及び運転資金とのことであり、これらに関する検討の結果は、以下のとおりである。

###### M&Aを含む事業構造改革費用

当社グループは、既存事業の強化・補完、及び将来的な収益の柱を確立するため、ITソリューション事業やBPO・サービス事業など広くIT・ソフトウェア業界の事業又は会社を対象として、2件のM&Aを計画しており、そのうち1件はサイブリッジグループが保有するソーシャルメディアマーケティング事業（以下「本事業」という。）の譲受案件であるとのことです。

当社の説明によれば、本事業は当社のITソリューション事業との事業シナジーが十分に見込まれることであり、本資本業務提携の実施によってサイブリッジグループとの協力関係を構築することによるシナジー効果を最大限に発揮できることも考慮すると、本第三者割当により調達した資金の使途として合理的と考えられる。なお、サイブリッジグループからの事業譲渡であることから、不適当合併等（上場会社が実質的存続性を喪失する合併等）に定める実質的存続性審査に係る詳細審査に該当する可能性がある点については、現時点で弁護士に対する意見聴取を行っており、本第三者割当後に、改めて本格的に弁護士及び東京証券取引所と協議を行い、不適当合併等にあたらない形での事業譲受けを行う予定のことであり、買収価格については、サイブリッジグループが当社の大株主になることから当社及びサイブリッジグル

と利害関係のない第三者算定機関による株価算定を実施した上で、利益相反性のないように留意しながら価格決定を行うことである。

また、当該検討を進めている上記2件のM&Aが実現しなかった場合であっても、当社とシナジーのある企業とのM&Aを実施する方針とのことである。前記(1)で検討したとおり、当社は、短期間で上場維持基準を満たす必要があるところ、M&Aの実施は、そのための有力な手段の一つである。

以上を踏まえると、本第三者割当により調達した資金を、M&Aを含む事業構造改革費用に支出するとの当社の判断に不合理な点は見当たらない。

#### 運転資金

2025年9月30日現在、当社グループの現金及び預金は319百万円（連結ベース）であるところ、連結損益において3期連続の赤字の状況であり、2026年3月期中間期も営業損失88百万円、経常損失86百万円、親会社株主に帰属する中間純損失145百万円であることに鑑みると、手元資金が潤沢とはいえない。そこで当社は、本第三者割当による調達資金の一部について、支出予定期間である2026年4月から2027年3月までに、人件費として75百万円、上場維持に係る費用として、期間内監査法人費用15百万円、印刷会社への費用3百万円、東京証券取引所への上場料金1百万円及び証券代行費用2百万円で合計22百万円、ITソリューション事業におけるセキュリティの確保のための費用18百万円等の運転資金として支出を予定しているとのことである。

当社によれば、これら運転資金については、既存事業の運営に要する費用をもとに算出しているとのことであるが、M&A実施後にはそれによるシナジーを生み出すための事業構造改革が不可欠であり、それに伴う費用の支出が必要であると認められること、また、特に企業価値向上に向けた競争力強化のための人件費等が必要になると考えられることから、当社の支出予定に係る見通しに特段不自然な点はない。

そして、運転資金として支出を予定している費用は、当社の企業価値及び株主価値の維持及び向上のためにいざれも必要性の高いものであり、一方で、前記のとおり、M&Aを実施することによる事業拡大を目指す必要性もあることを踏まえると、本第三者割当による調達資金を運転資金に支出するとの当社の判断に不合理な点は見当たらない。

#### (3) 小括

以上の検討によれば、本第三者割当による資金調達の必要性が認められる。

### 3. 資金調達の相当性について

#### (1) 他の資金調達手段との比較及びスキームの相当性

当社は、複数の資金調達方法と本第三者割当とを比較し、負債調達は自己資本比率の低下・金利負担の観点から新規事業の創出による事業投資資金のような回収期間の長い投資に不向きであること、ワラントやライツ・オファリングは行使依存で資金確実性が劣ること、公募増資はコスト高・準備長期化により機動性で劣ることに対し、第三者割当は資本性、確実性及び機動性を有していることに加え、本資本業務提携によるシナジー獲得が見込めることから、本第三者割当を選択したことである。

かかる当社の検討及び判断のいざれにも不合理な点は見当たらない。

#### (2) 発行条件の相当性

本第三者割当に係る発行価格は、発行決議直前営業日（2026年1月28日）の東京証券取引所における当社株式の終値511円の9.78%のディスカウント（直前取引日終値比）の461円である。日本証券業協会「第三者割当增资の取扱いに関する指針」では、第三者割当による株式の発行を行う場合の払込価額につき、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）に0.9を乗じた額以上の価額であること。」とされているところ、上記指針の要請を満たしている。

したがって、本第三者割当における発行価格は、「特に有利な金額」（会社法第199条第3項）に該当しないと認められ、発行条件として適法かつ相当であると考える。

#### (3) 発行数量及び株式の希薄化規模の相当性

本第三者割当による発行済株式総数ベースの希薄化は62.57%となることから、本第三者割当は、当社の既存株主に対し、当社株式に係る議決権の希薄化という影響を生じさせるものである。

しかし、前記のとおり、当社は、現時点において、東京証券取引所の定める上場維持基準のうち時価総額基準に対して適合しておらず、改善期間末である2026年3月31日時点で上場維持基準に適合しない場合には、東京証券取引所より監理銘柄（確認中）に指定され、さらに当初より当社にて適合するまでの計画期間末と定めた2027年3月31日時点においても当社の時価総額が上場維持基準に適合しない場合には、当社株式は、整理銘柄に指定され、2027年10月1日に上場廃止となるおそれがあると認められる。したがって、本第三者割当により得た資金を、前記の資金使途に支出することにより、当社の企業価値向上及び株主価値向上を実現し、上場維持基準を満たすことが、既存株主の利益に資するものとの当社の判断に不合理な点は見当たらない。

また、割当予定先は、当社株式を中長期にわたり保有する方針とのことであり、短期的な市場への影響は限定的と考えられる。一方で、割当予定先との本資本業務提携によって将来得られる企業価値向上への貢献を考慮すれば、希薄化の程度は合理的かつ相当な範囲内であると考えられる。

本第三者割当の結果、主要株主である筆頭株主が異動することとなるが、上記のとおり、本第三者割当は企業価値向上及び株主価値向上を実現し、上場維持基準を満たすという目的達成のための資金需要の必要性に基づくものであって、また、早期に本第三者割当を行って打開策を講じていかなければ、当社は上場廃止となるおそれが高く、既存株主や債権者等の利害関係者に多大な損害を与える、信頼を著しく損なう結果となることに鑑みれば、資金調達の結果としての主要株主である筆頭株主の異動自体は合理的な判断の範囲内であると考える。

したがって、発行数量及び希薄化規模についても相当であると考える。

#### (4) 割当先の選定理由及び選定過程の相当性

##### ア. 割当先の選定理由の相当性

サイブリッジグループは、IT・Webサービスの企画・開発・運営を主軸とし、特にSES（システムエンジニアリングサービス）、オフショア開発、及びBPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）の分野において豊富な実績と強固な顧客基盤を持つ企業グループであり、その中核会社である東京証券取引所スタンダード市場へ上場する株式会社fonfunは、割当予定先が2023年5月15日に株式公開買付けを実施しグループ化して以降、M&Aによって企業価値並びに株主価値向上を実現し、株式会社fonfunの時価総額は、2023年5月15日から2025年12月30日にかけて5.9倍に拡大しているとのことである。サイブリッジグループの持つIT関連の経営リソースとの親和性、サイブリッジグループの経営再建及びM&Aによる企業価値及び株主価値向上の実績を踏まえ、当社の企業再生及び再成長における最適なパートナーであるとした当社の判断に不合理な点は見当たらない。

したがって、割当予定先は、本第三者割当の割当先として相当であると考える。

##### イ. 割当先の選定過程の相当性について

当社は、4年1ヶ月以上にわたり、様々なファイナンス手法の検討を行い、確実な資金調達の実現に向けて、4件の財務アドバイザー（FA）を起用し、22件の投資家と接触し、当社の状況、必要資金、及び割当先候補についてそれぞれ合計119回の打ち合わせを重ねてきたとのことである。

そして、当社によれば、当社役員とサイブリッジグループの水口翼氏は、2024年11月から2025年9月までにかけて打合せを10回実施し、同年10月以降は全体定例会を6回（2026年1月24日の取締役全員と水口氏との面談実施を含む。）、分科会として資本提携に関する打合せを4回、SESに関する業務提携打合せを3回、オフショアに関する業務提携を2回、BPO及びプロダクトに関する打合せを3回の合計18回を実施し、その結果として、サイブリッジグループを当社の企業再生及び再成長における最適なパートナーであると判断したとのことであり、割当先の選定に当たって、当社は必要かつ十分な検討を行ったものと認められる。

なお、当社の前代表取締役代永拓史氏（以下「前代表取締役」という。）は、2026年1月22日開催の定期取締役会（以下「本取締役会」という。）において、過去に当社の信用調査において懸念が生じた関係者との間で独占交渉権に関する合意書を締結するとともに、当該関係者が指定する者や自己及び自己の資産管理会社等を割当先とする当社株式及び当社新株予約権の第三者割当による発行の検討を進めることを提案した（前代表取締役による当該一連の提案を「前代表取締

役提案」という。）。これに対し、本取締役会は、前代表取締役を代表取締役及び社長から解職した上で、前代表取締役提案を否決し、本第三者割当に向けた準備作業の実施を承認可決した。そこで、前代表取締役提案における条件について検討するに、新株の発行価格、希薄化の規模等の発行条件のいずれの点においても、本第三者割当の条件よりも一般株主に大幅に不利な条件であるとともに、過去に当社の信用調査において懸念が生じた関係者の指定する者を割当先とするものであること、前代表取締役提案に係る第三者割当後に前代表取締役及び当該関係者が当社において実施を検討している事業と当社の現在の事業とが全く相違しており、今後の事業計画やシナジー効果の実現について具体的な説明がなされていないこと、大量の当社新株予約権を自己や自己の個人会社を含む引受人に割り当てるとする提案を含むものであったことにも照らせば、前代表取締役提案を否決した本取締役会の判断は合理的である。

また、当社の説明によれば、当社での資金調達の検討過程において、前代表取締役は、当社の他の取締役に対し、自らを割当先に含む一方で、一般株主に著しく不利な条件による資金調達を繰り返し検討することを求める一方、当社の経営会議において当社の他の取締役が提案しようとした第三者割当増資案を何ら取り上げることなく否定したため、当社として資金調達の意思決定ができない状況が長期間続き、その結果、上場維持基準を満たすまでの期限が迫り、一刻の猶予も許されない状態に至っていたとのことである。そのため、前代表取締役を代表取締役及び社長から解職しなければ、早期に本第三者割当の検討を進めることができず、ひいては当社の上場維持が危ぶまれる事態となることも容易に想定されるのであるから、本取締役会が、前代表取締役を代表取締役及び社長から解職したことは合理的な判断といえる。

さらに、これらの経過を踏まえると、本第三者割当に係る前段階の検討を前代表取締役を除く取締役において進めていたこと、及び本第三者割当によって主要株主である筆頭株主の異動が生じる結果となることにも、やむを得ない事情があるといえる。

加えて、前代表取締役個人の資産管理会社や親族の保有株式分も考慮すれば、前代表取締役は依然として当社株式の相当割合を保有しており、株主総会において他の株主に自らの考えの是非を問う機会が失われているともいえないから、本第三者割当により前代表取締役に生じる影響も合理的かつ相当な範囲内と考えられる。

以上を踏まえると、当社取締役会において、本第三者割当は全会一致で決議されたものではないものの、その判断は合理的であり、その対応に不合理な点は見当たらない。

したがって、割当先の選定過程に不合理な点はないと考える。

#### (5) 小括

以上の検討によれば、本第三者割当による資金調達の相当性が認められる。

以 上

---

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

### 第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1.事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第50期、提出日2025年6月25日）及び半期報告書（第51期、提出日2025年11月13日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2026年1月29日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2026年1月29日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

### 2.資本金の増減

「第四部 組込情報」に記載の第50期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（4）発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金は、当該有価証券報告書の提出日（2025年6月25日）以降、本有価証券届出書提出日（2026年1月29日）までの間において変化ありません。

### 3.臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の第50期有価証券報告書の提出日（2025年6月25日）以降、本有価証券届出書提出日（2026年1月29日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2025年6月25日提出の臨時報告書）

#### 1.提出理由

2025年6月24日開催の当社第50回定期株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

#### 2.報告内容

（1）当該株主総会が開催された年月日

2025年6月24日

（2）当該決議事項の内容

議案 監査役1名選任の件

監査役として、水野晃氏を選任するものであります。

（3）当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果（賛成の割合）
議案					
水野 晃	11,365	12	0	（注）	可決(99.9%)

（注）議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

（4）議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

（2026年1月27日提出の臨時報告書）

## 1. 提出理由

当社は、2026年1月22日開催の取締役会において、代表取締役の異動について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2. 報告内容

（1）異動に係る代表取締役の氏名、生年月日、新旧役職名、異動年月日及び所有株式数

### 新たに代表取締役になる者

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
半田基実 (1967年9月2日生)	代表取締役社長	取締役 経営企画室長	2026年1月22日	-株

### 代表取締役でなくなる者

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
代永拓史 (1970年10月1日生)	取締役	代表取締役社長	2026年1月22日	53,200株

所有株式数については、2025年9月30日現在の株式数を記載しています。

（2）新たに代表取締役になる者についての主要略歴

氏名	略歴
半田基実	<p>1990年4月 日立システムエンジニアリング株式会社（現株式会社日立ソリューションズ）</p> <p>1997年9月 株式会社ディレク・ティービー</p> <p>2000年6月 株式会社キュー システム開発部門 ディレクター</p> <p>2002年10月 株式会社USEN</p> <p>2003年2月 同社 システム部長</p> <p>2009年5月 株式会社レコチョク システム戦略担当部長</p> <p>2009年6月 同社 システム本部長</p> <p>2013年3月 夢の街創造委員会株式会社（現株式会社出前館）システムグループ 執行役員兼マネージャー</p> <p>2013年5月 夢の街創造委員会株式会社 取締役システム管掌</p> <p>2013年5月 株式会社薩摩恵比寿堂 取締役（兼任）</p> <p>2014年4月 株式会社LUXA（現auコマース＆ライフ株式会社）システム戦略担当</p> <p>2016年6月 同社 執行役員 開発統括本部長</p> <p>2023年4月 同社 サービス開発本部副本部長</p> <p>2023年6月 当社 取締役経営企画室長</p> <p>2024年2月 イメージ情報システム株式会社 代表取締役（現任）</p> <p>2024年6月 株式会社エンジニアファーム 取締役（現任）</p> <p>2024年12月 株式会社バニヤンズ 取締役（現任）</p> <p>2025年4月 株式会社TENJIN SYSTEM CONSULTING 取締役（現任）</p>

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んであります。

有価証券報告書	事業年度 (第50期)	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	2025年6月25日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第51期中)	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	2025年11月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月25日

イメージ情報開発株式会社  
取締役会 御中

監査法人アリア  
東京都港区

代表社員  
業務執行社員

公認会計士 茂木秀俊

業務執行社員

公認会計士 萩原眞治

### <連結財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイメージ情報開発株式会社の2024年4月1日から2025年3月31までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イメージ情報開発株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

イメージ情報システム株式会社の収益認識における総原価の見積りの合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の連結子会社であるイメージ情報システム株式会社のITソリューションセグメントに係る収益のうち、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものについては、期間がごく短いものを除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、一定の期間にわたり収益認識を行っている。当連結会計年度において一定の期間にわたり認識された売上高は47,339千円であり、連結売上高全体の7.3%を占めている。</p> <p>この履行義務の充足に係る進捗度は、注記事項「(重要な会計上の見積り)請負契約に係る収益認識」に記載のとおり、契約ごとに総原価を見積り、これに対する実際発生額の割合によって測定している。</p> <p>当該総原価は、過去の類似契約の実績も踏まえた予定工数等をもとに見積りを行っているが、当該見積りには経営者の主觀的な予測や判断が介在する。また、当初は予測しき得なかつた仕様の変更や開発の遅延により工数の直し等が必要になる場合があることから、当該見積りには不確実性が伴う。</p> <p>以上から、当監査法人はイメージ情報システム株式会社の収益認識における総原価の見積りの合理性が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、イメージ情報システム株式会社の収益認識における総原価の見積りの合理性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"><li>経営者が構築したシステム開発等の収益認識に関する内部統制を検討した。</li></ul> <p>(2) 総原価の見積りの合理性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"><li>経営者の総原価の見積りに関する重要な仮定、使用した情報、計算方法に関する経営者へのヒアリングを実施した。</li><li>経営者が採用した総原価の見積りの各構成要素の金額等の妥当性につき、見積根拠資料を閲覧し確認した。</li><li>実際原価発生額と総原価の見積りが乖離している案件につき、関係者への質問、乖離原因の分析等を行い、経営者の総原価の見積りの仮定等の合理性を検証した。</li><li>経営者が使用した情報に関して、監査済み会計数値との照合等により正確性を検証した。</li><li>経営者の計算につき、監査人が再計算を行いその正確性を検証した。</li></ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためにセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### <内部統制監査>

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、イメージ情報開発株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、イメージ情報開発株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策

を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためにセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## &lt;報酬関連情報&gt;

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2025年6月25日

イメージ情報開発株式会社  
取締役会 御中

監査法人アリア  
東京都港区

代表社員  
業務執行社員

公認会計士 茂木秀俊

業務執行社員

公認会計士 萩原眞治

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイメージ情報開発株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イメージ情報開発株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要なと判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価の合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項「（重要な会計上の見積り）関係会社株式の評価」に記載されているとおり、会社は当事業年度において株式会社バニヤンズ（以下、バニヤンズ社）の株式の50.4%を取得し、子会社化しており、当事業年度末の貸借対照表上に68,000千円計上している。</p> <p>関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表に計上されるが、実質価額が著しく低下したと判断される場合には、実質価額まで帳簿価額を切り下げる必要がある。</p> <p>会社は、バニヤンズ社株式の取得に際して超過収益力を反映した価額で株式を取得しているため、同社株式の評価においては超過収益力を反映した実質価額を用いることとなる。したがって、実質価額が著しく低下したと判断される超過収益力の毀損がないかの判断が重要となる。</p> <p>超過収益力に影響を与えるバニヤンズ社の将来の事業計画は、過年度の実績と市場動向を勘案して見積もられた売上予測を主要な仮定としており、将来の事業環境の変化等による影響を受けるため不確実性を伴うことから、経営者の主観的な判断が重要な影響を及ぼす。</p> <p>以から、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、バニヤンズ社に係る関係会社株式の評価の合理性を検討するに当たり、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・関係会社株式の評価に関する内部統制の整備及び運用状況を評価した。</li></ul> <p>(2) 超過収益力を反映した実質価額の評価の合理性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・割引前キャッシュ・フローの見積りの基礎となるバニヤンズ社の事業計画に含まれる主要な仮定の適切性を評価するため、その根拠について経営者に対して質問した。</li><li>・同社の事業計画における主要な仮定である売上高成長率及び営業利益率が、過去の実績及び会社を取り巻く事業環境動向を踏まえ、合理的に見込まれているかどうかを評価した。</li></ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためにセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共

の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月13日

イメージ情報開発株式会社

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 萩原 真治

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイメージ情報開発株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イメージ情報開発株式会社及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の

注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1 上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。